

# 出会い系サイトは危険がいっぱい！！

・・・ちょっとした好奇心が怖いのです・・・

## 「出会い系サイト」関係事件の急増

(全国防犯協会連合会資料参考)

児童の被害が急増 平成14年中 1,273人(平成12年の約1.8倍)

強盗・強姦等の増加 平成14年中 100件(平成12年の約7倍)

<事件例>

強姦致傷・児童福祉法違反等・・・暴行し、他の男性と援助交際をさせる  
青少年保護育成条例違反・脅迫・・・電話でしつこく呼び出したり、殺すぞと脅す  
脅迫・・・わいせつ写真をばらまくと脅す  
児童買春・児童ポルノ法違反・・・現金を渡す見返りにみだらな行為をする  
名誉毀損・児童ポルノ法違反・・・写真をインターネット上で流す

このような事件の増加により罰則が強化

## 「出会い系サイト」利用による不正誘引行為が禁止されました

平成15年9月13日施行

1. 性交等の相手方となるように誘引すること

(例)「女子中学生で僕とHしてくれる人いませんか」(26歳・会社員)

「私とHしてくれる人いませんか」(16歳・高校生)

2. 対償を示して交際の相手方となるように誘引すること

(例)「女子中学生で¥3で会ってくれる人いませんか」(45歳・会社員)

「お小遣いくれればお茶してもいいよ」(14歳・中学生)



## 「出会い系サイト」事業者、保護者等の責務

児童が「出会い系サイト」を利用しないためにやるべきこと

### サイト事業者など

児童の健全な育成に配慮するとともに、児童の利用防止に努めなければならない

サイトページおよび広告宣伝に児童が利用してはならないことを表示する

サイト利用者が18歳未満でないことの確認を徹底する

不正誘引禁止の表示や書き込みを削除など行為を防止する措置をとる

### 児童の保護者

子どもの利用するパソコン・携帯電話にフィルタリング機能(閲覧・受信制限機能)を設定する

・フィルタリングソフトをインストール、またはプロバイダの提供するフィルタリングサービスを利用する

・電話会社によるフィルタリングサービスを利用する